

文京区自殺対策推進会議設置要綱

2020文保予第1970号令和2年11月4日区長決定

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第8条の規定に基づき、関係機関及び関係団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、文京区自殺対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文京区の自殺対策の推進に関する事項について協議し、意見を述べること。
- (2) 文京区自殺対策計画の策定及び進行状況の管理等について協議し、意見を述べること。
- (3) 自殺対策の推進に関し、区と関係機関及び関係団体等との連携に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員14人以内をもって組織する。

- 2 推進会議の運営を補佐するため、推進会議に幹事を置く。
- 3 幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱又は任命の日から当該日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選により決定する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

【資料第7号】

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 推進会議に出席した者は、会議及び運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健衛生部予防対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

医療関係	学識経験者（医師）1人 小石川医師会 1人 文京区医師会 1人 東京都立精神保健福祉センター 1人 区内病院関係者 1人
各種相談機関関係	民生・児童委員協議会 1人 公共職業安定所 1人 全国消費生活相談員協会 1人 高齢者あんしん相談センター 1人
公共機関関係	区内教育関係者 1人 区内警察署 1人 区内消防署 1人
住民代表	文京区地域家族会 1人 区内大学在学者 1人

別表第2 (第3条関係)

保健衛生部長 保健衛生部予防対策課長 保健衛生部保健サービスセンター所長
--